

○大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則

昭和49年10月31日規則第21号

**改正**

昭和50年10月20日規則第23号

昭和52年7月19日規則第12号

昭和58年1月31日規則第29号

昭和60年4月13日規則第3号

昭和60年7月12日規則第7号

平成元年12月28日規則第22号

平成5年3月31日規則第49号

平成7年3月31日規則第40号

平成8年10月16日規則第23号

平成11年4月1日規則第5号

平成13年7月3日規則第9号

平成14年9月30日規則第32号

平成16年1月29日規則第54号

平成17年10月1日規則第50号

平成18年9月30日規則第34号

平成19年12月28日規則第37号

平成20年4月1日規則第11号

平成20年9月1日規則第32号

平成25年3月29日規則第57号

平成26年6月18日規則第6号

平成26年12月24日規則第39号の2

平成27年12月28日規則第30号

平成28年4月28日規則第9号

平成28年9月29日規則第25号

大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第25号。以下

「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(受給資格の認定申請の手続)

**第3条** 条例第5条前段の規定により、重度障害者医療費の受給資格の認定を受けようとする者は、重度障害者医療費受給資格認定・更新申請書兼台帳に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 医療保険各法による被保険者証、組合員証又は加入者証(以下「被保険者証等」という。)
- (2) 条例第2条第1項各号のいずれかに該当することを証する書類
- (3) 条例第3条に規定する対象者であることを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に掲げる書類により証明される事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(医療証の交付及び不交付の通知)

**第4条** 条例第6条第1項の規定による重度障害者医療証(以下「医療証」という。)の交付は、市長が同項の受給資格者に対する医療証の交付の可否を重度障害者ごとに審査した上、行うものとする。

2 市長は、条例第6条第2項の規定により、医療証を交付しないものと決定したときは、その理由を付して、当該受給資格者に対し通知するものとする。

(医療証の有効期限等)

**第5条** 医療証の有効期限は、毎年9月30日までとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める日までとする。

- (1) 有効期限までの間に受給資格の認定の期間が満了する場合 当該重度障害者の受給資格の認定の期間が満了する日の属する月の末日
- (2) 12歳に達する場合 12歳に達する日以後の最初の3月31日
- (3) 65歳未満の者が有効期限までに65歳に達する場合 65歳に達する日の属する月の末日

2 受給資格者は、医療証の有効期限が満了したときは、当該医療証を速やかに市長に返還しなければならない。

(受給資格の更新申請の手続)

**第6条** 条例第5条後段の規定により、引き続き受給資格の認定を受けようとする者は、毎年8月

- 1 日から9月30日までに受給資格の更新を申請しなければならない。
- 2 第3条の規定は、前項の更新の申請について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定により引き続き受給資格の認定を受けようとする者が条例第3条に規定する対象者であることを公簿等によって確認することができる場合は、前2項の規定にかかわらず、申請の手続を省略させることができる。

(医療証の再交付)

**第7条** 受給資格者は、医療証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、重度障害者医療証再交付申請書を市長に提出し、医療証の再交付を受けることができる。

- 2 医療証を汚損し、又は破損した場合における前項の申請書には、その医療証を添えなければならない。
- 3 受給資格者は、医療証の再交付を受けた後、亡失した医療証を発見したときは、速やかに市長に返還しなければならない。

(保険医療機関等)

**第8条** 条例第7条に規定する規則で定める病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の保険医療機関又は保険薬局、同法第88条第1項の指定訪問看護事業者が運営する訪問看護ステーションその他市長の定める病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）とする。

(重度障害者医療費の請求)

**第9条** 保険医療機関等は、条例第8条第1項の規定により、重度障害者医療費の支払を市長に請求しようとするときは、子障親医療費請求書又は子障親訪問看護療養費請求書を市長に提出しなければならない。

(重度障害者医療費の支給申請)

**第10条** 受給資格者は、条例第8条第3項の規定により、重度障害者医療費の支給を受けようとするときは、必要な証拠書類を添えて子ども・障害者・ひとり親医療費支給申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給資格者が大牟田市国民健康保険の被保険者であって、当該受給資格者に係る重度障害者医療費の額を公簿等によって確認することができるときは、前項の証拠書類の提出を省略させることができる。

(重度障害者医療費に関する不支給の決定の通知)

**第11条** 市長は、前条第1項による申請書が提出された場合において、重度障害者医療費の全部又

は一部につき不支給の決定をしたときは、その旨及び決定の理由を文書により申請者に通知するものとする。

(届出)

**第12条** 条例第9条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受給資格者の住所、氏名及び個人番号
  - (2) 受給資格者の被保険者証等の内容
  - (3) 受給資格に関する事項
  - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 受給資格者は、条例第9条の規定により、届出をしようとするときは、重度障害者医療変更届に医療証を添えて、市長に届け出なければならない。
- 3 受給資格者は、条例第3条に規定する対象者でなくなったときは、重度障害者医療費受給資格喪失届に医療証を添えて、市長に届け出なければならない。
- 4 受給資格者は、重度障害者医療費の支給理由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第三者の行為による傷病届に医療証を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。

(様式)

**第13条** この規則の施行に関し必要な書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 重度障害者医療費受給資格認定・更新申請書兼台帳 様式第1号
- (2) 重度障害者医療証 様式第2号
- (3) 重度障害者医療証再交付申請書 様式第3号
- (4) 子障親医療費請求書 様式第4号
- (5) 子障親訪問看護療養費請求書 様式第5号
- (6) 子ども・障害者・ひとり親医療費支給申請書 様式第6号
- (7) 重度障害者医療変更届 様式第7号
- (8) 重度障害者医療費受給資格喪失届 様式第8号
- (9) 第三者の行為による傷病届 様式第9号

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日以降に受けた医療に係る重度障害者医療費から適用する。

#### 付 則 (昭和50年10月20日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日以降に受けた医療にかかる重度障害者医療

費から適用する。

**付 則**（昭和52年 7 月19日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年 7 月 1 日から適用する。

**付 則**（昭和58年 1 月31日規則第29号）

この規則は、昭和58年 2 月 1 日から施行する。

**付 則**（昭和60年 4 月13日規則第 3 号）

## 改正

平成元年12月28日規則第22号

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大牟田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和59年10月 1 日以降に受けた医療費について適用する。

**付 則**（昭和60年 7 月12日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大牟田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、昭和60年 6 月 1 日以降に受けた医療にかかる重度障害者医療費から適用する。

**付 則**（平成元年12月28日規則第22号）

この規則は、平成 2 年 1 月 1 日から施行する。

**付 則**（平成 5 年 3 月31日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大牟田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

**付 則**（平成 7 年 3 月31日規則第40号抄）

1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

**付 則**（平成 8 年10月16日規則第23号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存する改正前の大牟田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則の様式については、改正後の大牟田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則の様式とみなして、当分の間、なお使用することができる。

**付 則**（平成11年 4 月 1 日規則第 5 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存する改正前の大牟田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則の様式については、改正後の大牟田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則

の様式とみなして、当分の間、なお使用することができる。

**付 則**（平成13年7月3日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成14年9月30日規則第32号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

**付 則**（平成16年1月29日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成17年10月1日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成18年9月30日規則第34号）

- 1 この規則は、平成18年11月1日から施行する。ただし、様式第2号及び様式第3号の改正規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の大牟田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則の様式第5号から様式第7号までについては、改正後の大牟田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則の様式第5号から様式第7号までとみなして、当分の間、なお使用することができる。

**付 則**（平成19年12月28日規則第37号）

- 1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の大牟田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則の様式によりなされた手続は、改正後の大牟田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例施行規則の様式によりなされた手続とみなす。

**付 則**（平成20年4月1日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成20年9月1日規則第32号）

- 1 この規則は、平成20年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、施行日前においても、改正後の大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則の規定により、大牟田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成20年条例第9号）による受給資格の認定及び当該受給資格を認定した者に対する障害者医療証の交付をすることができる。

付 則（平成25年 3 月29日規則第57号）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則の様式第10号については、改正後の大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則の様式第10号とみなして、当分の間、なお使用することができる。

付 則（平成26年 6 月18日規則第 6 号）

- 1 この規則は、平成26年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則の規定により交付された重度障害者医療証であって、この規則の施行の日以後なおその効力を有するものについては、改正後の大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

付 則（平成26年12月24日規則第39号の 2）

- 1 この規則は、平成27年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則の規定により交付された重度障害者医療証であって、この規則の施行の日以後なおその効力を有するものについては、改正後の大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

付 則（平成27年12月28日規則第30号）

- 1 この規則は、平成28年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則様式第 1 号は、施行日以後に行われる同規則第 3 条第 1 項（同規則第 6 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による提出について適用し、施行日前に行われた改正前の大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則第 3 条第 1 項（同規則第 6 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による提出については、なお従前の例による。

付 則（平成28年 4 月28日規則第 9 号）

- 1 この規則は、平成28年10月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 5 月 1 日から施行する。
- 2 大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第 4 号）付則第 3 項の規定により重度障害者医療費の受給資格の認定及び重度障害者医療証の交付をする場合は、改正後の大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則に定めるところによる。

付 則（平成28年 9 月29日規則第25号）

この規則は、平成28年10月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第13条関係）

様式第 2 号（第13条関係）

様式第 3 号（第13条関係）

様式第 4 号（第13条関係）

様式第 5 号（第13条関係）

様式第 6 号（第13条関係）

様式第 7 号（第13条関係）

様式第 8 号（第13条関係）

様式第 9 号（第13条関係）